4　第二条の規定による改正前の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧持株告示」という。）第五条第三項の優先出資証券又は非累積的永久優先株であって新持株告示第六条第四項に規定するその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ・アップ金利等（旧持株告示第五条第二項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）を上乗せする特約が付されたものであって適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。以下この項及び第六項において「適格旧Ｔｉｅｒ１資本調達手段」という。）の額については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Ｔｉｅｒ１資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新持株告示第二条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

5　旧持株告示第六条第一項第四号から第六号までに掲げるものであって新持株告示第七条第四項に規定するＴｉｅｒ２資本調達手段に該当しない資本調達手段（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであって適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。）又は同項各号（第十号を除く。）に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であって同項に規定するＴｉｅｒ２資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。）（以下この条において「適格旧Ｔｉｅｒ２資本調達手段」と総称する。）の額（適格旧Ｔｉｅｒ２資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日（新持株告示第四条第一号に規定する算出基準日をいう。次条第四項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この条において同じ。）については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Ｔｉｅｒ２資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Ｔｉｅｒ２資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新持株告示第二条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

6　前二項の規定にかかわらず、適格旧Ｔｉｅｒ１資本調達手段又は適格旧Ｔｉｅｒ２資本調達手段にステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額及び当該適格旧Ｔｉｅｒ２資本調達手段の額は、新持株告示第二条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

（公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置）

第四条　公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であって旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当するものの額については、平成三十年三月三十一日までの間は、新銀行告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

2　公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であって旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における補完的項目に該当するものの額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、平成三十年三月三十一日までの間は、新銀行告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

3　公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であって旧持株告示第二条の算式における基本的項目に該当するものの額については、平成三十年三月三十一日までの間は、新持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4　公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であって旧持株告示第二条の算式における補完的項目に該当するものの額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、平成三十年三月三十一日までの間は、新持株告示第二条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置）

第五条　新銀行告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額及び新銀行告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新銀行告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	零パーセント
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント

2　新銀行告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額及び新銀行告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額のうち、前項の規定により新銀行告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における補完的項目に該当する部分の額については、新銀行告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目及び補完的項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

3　新持株告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額に該当するものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

4　新持株告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額に該当するものの額のうち、前項の規定により新持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧持株告示第二条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、新持株告示第二条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧持株告示第二条の算式における補完的項目に該当する部分の額については、新持株告示第二条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧持株告示第二条の算式における基本的項目及び補完的項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。